



地域密着型金融の取組方針について

地域密着型金融につきましては、平成15年度以降、当金庫の重要な経営課題として創業支援や企業再生支援など地域の活性化に取り組んできました。

当金庫では、こうした取組みが今後も必要であるとの認識から、令和4年度の「地域密着型金融の取組方針」を制定しました。

今後も、高い健全性の維持をはじめ、地域のお客さまに喜ばれる金融サービスを展開し、地域のお客さまとともに発展することにより、地域に貢献していきます。引き続き令和5年度も以下の項目に重点を置き、地域密着型金融推進に取り組んで参ります。

「地域密着型金融の取組方針」の概要

▶ 企業のライフサイクルに応じた取引先企業の支援強化

(1) 事業再生に向けた取組

- 1 企業支援先21先を選定し、経営改善に取り組みました。
- 2 そのうち債務者区分のランクアップは、2先となりました。
- 3 新規企業支援先8先に対して、経営改善計画を策定しました。
- 4 外部機関等の有効活用により、コンサルティング機能の充実を図りました。
 - 2先に、あいち産業振興機構の経営・技術専門家派遣事業を活用しました。
 - 民間コンサル企業との連携を強化しました。
 - 独立行政法人中小企業基盤整備機構による事業承継支援を実施しました。
 - 愛知県事業承継・引継ぎ支援センターによる事業承継支援を実施しました。
 - 民間コンサル企業との連携によりM&A1件成立しました。

(2) 中小企業金融円滑化および新型コロナウイルス禍の影響にかかる条件変更先への支援

- 1 経営改善計画書が未作成の先に対して、同計画書作成支援を行いました。
- 2 3月末における条件変更先は77先、うち経営改善計画書作成先は35先となりました。

(3) 中小企業庁が実施する中小企業支援事業の取組

- 事業再構築補助金申請につき、第6次申請～第9次申請において認定経営革新支援機関として13件の確認書を発行しました。
- 緊急事態措置又はまん延防止等重点措置の影響緩和に係る事業復活支援金に関する申請について、当金庫が登録確認機関として136先の事業者に対し事前確認を実施しました。

▶ 事業価値を見極める融資手法および職員の教育訓練の効果的推進

(1) 事業価値を見極める融資の推進(不動産・個人保証へ過度に依存しない融資)

- 1 事業性評価に基づく新規事業先向けプロパー融資商品「絆ローン」
 - 13先 148,700千円の取組みがありました。
- 2 日本政策金融公庫との協調融資の推進
 - 21先 338,500千円の取組みがありました。

(2) 目利き能力の向上ならびに人材育成

- 1 目利き能力向上のための研修を実施するとともに中小企業診断士の育成を図る。
 - 職員1名が、中小企業診断士資格取得のための通学講座を受講しました。
 - 職員1名が、実践融資渉外講座を受講しました。
 - 職員2名が、事業性評価のポイントと経営アドバイス講座を受講しました。
- 2 事業性評価スキル向上を目的とした職員向け研修により、実効性を高める。
 - 事業承継に関する支援人材育成のため、6回シリーズによる「事業承継支援に必要な知識・スキル習得」講習会を開催しました。



▶ 地域の情報集積を活用した持続可能な地域経済への貢献

(1) 地域全体の活性化、持続的な成長を視野に入れた施策の展開

1 地域との連携強化

2 各市町の商工会議所・商工会と連携した金融支援

- 半田商工会議所から紹介を受けた創業者2先に対してサポートするとともに金融支援を行いました。

3 中小企業の事業承継の円滑化等に関する事項で連携を図るため、令和5年3月20日独立行政法人中小企業基盤整備機構中部本部と「業務連携・協力に関する覚書」を締結しました。

4 企業のCO₂排出量の情報開示や削減が経営上の重要なテーマとなっていることから、令和4年11月8日CO₂排出量可視化のクラウドサービスを提供するe-dash(株)と業務提携を締結しました。

(2) 地域活性化につながる多様なサービスの提供

1 ビジネスマッチングの推進を図る。

- ビジネスマッチングは、成約先が19先(目標18先)となりました。

2 金融知識の地域への普及

- 若い世代(小・中学生)に対する金融知識の普及に努める。

- 小学校3校で、金融教室を開催しました。

- 中学校3校で、金融教室を開催しました。

3 コミュニティ・ビジネスを行うNPO法人等への支援

- NPO法人への融資4件 4,810万円を実行しました。

- NPO法人2先へ各種支援を行いました。

4 知多半島におけるカーボンニュートラルの取り組みを加速させるべく令和4年12月14日半田SDGs連携協議会(地域力推進(地方創生)プロジェクト)からの後援を得て、当金庫、知多信用金庫共催による「知多半島カーボンニュートラルセミナー」を開催しました。

経営者保証に関する取組方針

当金庫では、「経営者保証に関するガイドライン」(以下、「ガイドライン」という。)の趣旨や内容を踏まえ、同ガイドラインを融資慣行として浸透・定着させていくために、以下のとおり取り組みます。

1. お客さまが融資等資金調達のお申込みをした場合、当金庫では、お客さまのガイドラインの要件の充足や経営状況等を総合的に判断する中で、経営者保証を求めない可能性や経営者保証の機能を代替する融資手法(一定の金利の上乗せ等)を活用する可能性について、お客さまの意向を踏まえたうえで検討いたします。
2. 上記の検討を行った結果、経営者保証を求めることがやむを得ないと判断し、経営者保証を提供いただく場合、当金庫はお客さまの理解と納得を得ることを目的に、保証契約の必要性等に関する丁寧かつ具体的な説明を行います。
3. 経営者保証を提供いただく場合、お客さまの資産及び収入の状況、融資額、信用状況、情報開示の姿勢等を総合的に勘案して、適切な保証金額の設定に努めます。
4. お客さまから既存の保証の変更・解除等の申入れがあった場合は、ガイドラインに即して改めて経営者保証の必要性や適切な保証金額等について真摯かつ柔軟に検討を行うとともに、その検討結果について丁寧かつ具体的な説明を行います。
5. 事業承継時には、原則として前経営者、後継者の双方から二重で経営者保証は求めないこととし、例外的に二重に保証を求めることが必要な場合には、丁寧かつ具体的な説明を行います。
また、後継者に当然に保証を引き継いでいただくのではなく、その必要性を改めて検討いたします。
6. お客さまからガイドラインに基づく保証債務整理の申し出を受けた場合には、ガイドラインに即して誠実に対応いたします。

	令和4年度
新規に無保証で融資した件数	177件
新規融資に占める経営者保証に依存しない融資の割合	17.6%
保証契約を解除した件数	37件
経営者保証に関するガイドラインに基づく保証債務整理の成立件数 (当金庫をメイン金融機関として実施したものに限り)	0件